

令和元年宇治田原町議会運営委員会

令和元年11月27日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和元年第4回（12月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥予算特別委員会の日程について
- ⑦特別委員会の日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨議事日程（第1号）について
- ⑩要望書について
- ⑪行政諸報告について
- ⑫その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	8番	松本健治	委員
副委員長	3番	今西久美子	委員
	1番	山内実貴子	委員
	9番	谷口重和	委員
	12番	谷口整	議長

1. 欠席委員

6番	原田周一	委員
----	------	----

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長 山下康之君  
総務部長 奥谷明君  
企画財政課長 矢野里志君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村山和弘君  
庶務係長 太田智子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

11月も末になってまいりました。戦没者の追悼式なり、それからふるさとまつり、学びの子どもたちの主張の場等々、いろんなイベントがめじろ押しでございます。

先週も体振の行事で京都の東山ウォークというイベントがございました。私も一参加者として参加してまいりました。本当にきれいな晩秋の京都を体感をさせていただきました。よく新聞、マスコミで聞いておりましたけれども、すごい行楽、観光客でございました。随分変わったなと思うのは、外国の方が至るところで本当にすごい人になっているというのが特にこの古都の京都の場合、感じました。田原の場合、まだそういうふうにはなっていないだろうということですが、本当に今のこれが現状かなというふうに思いました。いずれにしても、多くの方にご参加いただきまして、体振の行事も大盛況のうちに成功いたしました。これもやはり健康が第一かなというふうに思いました。

晩秋過ぎますともう12月ということになりますけれども、ますます厳しい寒さがやってくるので、くれぐれも皆さん方、ご自愛をいただきたいと思えます。

今日、議運を招集いたしまして、12月第4回の定例会の関係の議会運営についてご検討いただくということでございます。お手元に配付いたしております会議日程により、ご協議をお願いしたいと思います。

では、座らせていただきます。

それでは、ここで副町長からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和元年第4回12月定例会におきます議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。松本委員長、今西副委員長のもと、各委員にはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思っています。

今も委員長のほうからございましたけれども、令和元年も5月からスタートいたしまして、もうあと一月余りということで、非常にもう少しの令和元年が終わるというようなところでございます。そういう中で今本町においては、冬の風物詩でございます柿屋が並び、また、古老柿の柿が柿屋に非常に鮮やかに並んでいるというようなところでございまして、生産農家の皆さんは非常に温度的にも今年は最高の出来と、このようにおっしゃっている中で、天候に左右されますので、昨日の雨からはちょっと非常に心配かなというふうに思っております。

そういう中で、宇治田原においても、これからますます紅葉が始まり、またたくさんの方が宇治田原を訪ねていただけると、このようにも思っているところでございます。そういった中で、秋のいろんな行事等々については、いろいろ諸公におかれては大変お忙しい中で各種事業にご参加をいただきまして、またご指導いただきまして厚くお礼を申し上げたいと思います。まだまだ年内いろいろと諸行事がございますので、また、いろんな角度からご指導賜りますようによろしく願いをしていきたいと思っております。

特に、今年は東日本のほうでは9月の台風15号から、あるいは17号、19号、また10月の豪雨ということで非常に悲惨な災害が発生して、本当にたくさんの方が亡くなられたということで、また、今なおまだ被災されているということで、本当にお悔やみを申し、またお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

本町においては、何とか今年は助けていただいたかなというふうに思っております。いつ何どきそういったことが起こるかわからない中、先だって11月10日に防災訓練を実施させていただきまして、議員各位にもご出席、またご指導いただいたところでございますけれども、そういった訓練をこれからも幾度と繰り返しながら、日ごろからしっかりとしたそういう体制を構築する中で、住民の皆さんの命を守る、そういう行動を素早くできるように今後も引き続いて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今、ちょうど、季節が変わり目ということで、非常にこれから体調の崩しやすい時期でもございます。非常に日照時間もこれから短くなってまいりますので、本当にお体には委員各位にはご自愛をいただきまして、また引き続いてますますご活躍を賜りますようお願いをしていきたいというふうに思います。

本12月定例会におきましては、予算関係5件で補正が5件、また条例関係で9件、制定が2件で改正が7件、また一般議案として請負契約のお願いを2件ということで、全部で16議案お願いをしていくわけでございますけれども、後ほど提案説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきたいと思っております。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

1点、ご報告でございますが、委員の原田委員が本日ちょっと通院のためにご欠席ということでご連絡をいただいておりますので、皆さん方にご報告を申し上げたいと思っております。よろしくお願い致します。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、令和元年第4回12月定例会についてを議題といたします。

署名議員について、事務局からお願いをします。村山局長。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今定例会につきましても、6番、原田周一議員、11番、藤本英樹議員にお願いしたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（松本健治） それでは、原田議員、それから藤本議員ということでございます。よろしくお願いをいたします。

2点目でございます。

会期について、日程は各委員の席に配付いたしております。会期につきましては、12月4日から始まりまして、12月18日までの15日間といたします。

そして、3つ目、諸報告でございます。

1つは議員派遣ということで、報告の件でございます。2件、11月5日のトップセミナー、11月18日の委員長研修会、これもお手元に配付のとおりでございます。

次に、要望書、府の商工会、それから町の商工会からでございます。これについて2件、お手元に配付のとおりでございます。

要望については、後ほど取り扱いについて協議いただきたいと思いますと思っています。

4つ目、再開日についてでございます。

9日月曜日、午前10時から一般質問1日目。10日火曜日、午前10時、一般質問2日目でございます。予備日ということで設定をしております。18日、10時からこれは閉会予定ということでございます。

次に、常任委員会でございますが、11日水曜日、午前10時から総務建設常任委員会。それから12日木曜日、午前10時から文教厚生常任委員会。

次に、予算特別委員会の日程についてでございます。

13日金曜日、午前10時からということになっております。

この日程で、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいですか。

それでは、異議なしと認め、この日程で決定いたしたいと思います。

7点目でございますが、特別委員会の日程について、13日金曜日、小中一貫教育に関する特別委員会。予算特別委員会の終了後、追加予定をしております。町当局よりク

リエイト会議と視察報告等となっております。

同じく13日には、新名神高速道路建設に関する特別委員会、これは小中一貫特別委員会終了後、追加予定しています。町当局より進捗状況等の報告と現地調査を予定しております。

続いて、新庁舎建設調査検討特別委員会、これは新名神特別委員会終了後を追加予定しています。これは現地調査を予定しております。

この日程でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、異議なしということでこの日程で決定します。

次に、8点目でございますが、提出議案について当局より議案説明をお願いしたいと思います。山下副町長。

○副町長(山下康之) それでは、着座で失礼いたします。

それでは、今回お願いいたします令和元年第4回12月定例会の中でお願いをしていきたい議案につきまして、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

お手元のほうに議案書のほうをお持ちをいただいておりますけれども、まず、議案第43号でございます。令和元年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)でございます。

補正予算書の後ろに予算の主要事項調書を付けさせていただいておりますので、これとあわせまして12月補正の一般会計の概要のほうをつけていただいておりますので、お願いをしたいと思います。今回、それぞれ1億4,602万1,000円を減額いたしまして、それぞれ60億7,081万7,000円とするものでございます。

特に補正予算の主要事項といたしましては、東京2020オリンピックの聖火リレーの実施事業ということで、110万円の追加をさせていただいております。これについては、来年の5月27日に実施予定の聖火リレーの運営を図るためにこれを令和2年度に警備計画を策定させていただきたい予算をお願いしているところでございます。

110万円で2分の1が府の補助となっているところでございます。

続いて、概要のほうを見ていただいたらありがたいんですけども、今回、給与改定及びまた人事異動に伴います職員の人件費のほうもちょっとお願いをしております、給与改定については、また条例改正のほうでご説明させていただきたいというように思っております。それ以外に、この4月1日に人事異動等を行いまして、職員の人件費がそれぞれの科目ごとに異動がありますので、その補正もあわせてお願いをしていきたいというふうに思っております。

それと、次に、ここにありますように、企画財政課所管でふるさと応援基金の積み立てということで、500万円の基金積み立ての追加をお願いするものです。

それと、また同じ課のほうから、今度はふるさと納税推進事業ということで、1,200万円、これは収入額の増に伴いまして、経費の増加をお願いするものでございます。

あとは、介護医療課のほうでは、国保の特会への国・府の金額の確定、あるいはまた介護保険特別会計の繰り出しのほうについてもこれは職員の給与改定、あるいは人事異動に伴う補正の追加でございます。

あと、介護医療課の窓口では、高齢者人間ドックの事業ということで、75歳以上の高齢者に対する人間ドックの申し込みが増えたということで、事業費の増加を92万6,000円させていただいております。

それと、概要の7番目に、窓口はプロジェクト推進課でございますけれども、宇治田原山手線の整備事業ということで2億円を減額させていただいて、新たに債務負担行為を設定して令和5年度までの工期延長に伴う事業費のほうをしていきたいということで、今回この中では2億円の減ということでお願いするものでございます。

めくっていただきまして、産業観光課のほうでは、優良茶園の振興事業補助金ということで、茶園改植面積の増加に伴いまして補助金の追加ということで、84万3,000円追加させていただいております。

それから、下水道の事業会計の出資金ということで、87万円の追加については給与及び人事異動に伴う一般会計からの出資金の追加でございます。

それから、10番目の東京2020オリンピック聖火リレー実施事業については、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

それと、11番目、総合文化センターの施設の維持管理費ということで900万円の追加をさせていただいております。総合文化センターの駐車場の工事費の追加でございまして、今日、議会のほうからもご指摘いただき、またご指導を賜っていらっしゃる中、総合文化センターの前の駐車場につきまして、お一方ご理解がいただけないということでして、元どおりにする工事費の追加を今回上げさせていただいております。

それから、番号12番、これは議員報酬等ということで、これは議会の制度改正等に伴う議員さんの報酬の手当の追加ということで17万6,000円を追加させていただいております。

それと、概要の3枚目でございますけれども、債務負担行為を今回お願いしたいとい

うことで、建設環境課の一般廃棄物の収集事業の4, 830万円の追加でございますけれども、一般廃棄物の燃やすごみ及び資源物の収集業務の一部を外部委託ということで、期間を令和元年度から令和4年度という設定をさせていただいております。

それから、新庁舎の環境整備事業の移転作業でございます。新庁舎へ転用する既存の什器あるいはまた文書の移転費用の期間が令和元年度から2年度に債務負担の設定をするので、1, 500万円の追加をさせていただいております。

それから、宇治田原山手線の整備事業ということで、先ほどちょっと申し上げましたその2ということで、宇治田原山手線の建設工事委託ということで、緑苑坂以北の部分でございます6億円の債務負担を追加で上げさせていただいております。

それと、最後4番目に東京2020オリンピック聖火リレーの実施事業390万円の追加をさせていただいております。先ほどの部分については警備計画の部分でございます。今度はいよいよ聖火リレー開催に伴う警備関係の資機材等の物品の購入ということも踏まえまして債務負担行為をさせていただきまして、390万円の追加をいたしておるところでございます。また、オリンピックの詳細については、現在のところ正式には決まっておられませんけれども、12月に入りましたら、また方向性がしっかりと見えてくるというように聞いておりますけれども、今の間に警備計画をつくる、また5月27日の本番の日に向かってそういう整備を行っていききたいと、このように追加をさせていただいているところでございます。

続きまして、議案第44号、宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてでございますけれども、この予算書の後ろに補正予算の概要を付けさせていただいておりますので、見ていただいたらありがたいと思います。

まず、ここではメーンが給与改定及びまた人事異動に伴う職員人件費の補正でございます。それ以外には国保の窓口が介護医療課でございます。共同電算処理費等の102万1, 000円の追加でございます。これは国保総合端末機器の更新の追加でございます。それと、3番目、一般被保険者分の療養費ということで、保険給付費の増に伴う追加ということで50万6, 000円、全て府補助でございます。

それから、4番目の一般被保険者分の高額療養費1, 375万円、これも保険給付費の増に伴うものでございます。

それと、5番目に葬祭費の追加ということで50万円の追加をさせていただいております。保険給付費の増に伴う追加ということで、大変たくさんの方のご応募があつて、葬祭費のほうを少し足させていただきたいというふうに思っております。



続きまして、議案第45号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

これも後ろに概要のほうを付けさせていただいておりますけれども、全てこの介護保険特別会計の12月補正（第2号）については、給与改定、あるいはまた人事異動に伴います人件費の補正でございます。103万3,000円の追加でございます。

続きまして、議案第46号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

これも後ろに付けさせていただいておりますけれども、職員の人件費の給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。収益的支出では2万5,000円の追加、また、資本的支出のほうについては11万4,000円の追加でございます。

続きまして、議案第47号、令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

これも後ろに概要のほうを付けさせていただいておりますけれども、これも給与改定及び人事異動等に伴います職員の人件費の補正でございます。まず、収益的支出では85万5,000円の追加でございます。また、資本的支出のほうでは2万4,000円の追加で、こちらのほうは給与改定に伴う職員の人件費ということで、人事異動が伴わないということで、給与改定のみということになっております。

続きまして、議案第48号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについてでございます。

この条例につきましては、後ろに議案第48号の資料ということで付けさせていただいております。

趣旨といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年、来年の4月1日に創設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定させていただきたいというように思っているものでございます。

制定内容については、この2番に載っていますように1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員、これを会計年度任用職員と申しますけれども、について、常勤職員等との均等、あるいは均衡待遇を考慮し給与又は報酬の額を制定するというので、本町の嘱託職員、また臨時職員、こういった職員が対象になるわけでございます。それによりまして、給料表の制定なり、またフルタイムの会計年度任用職員との関係、あるいはまたパートタイム会計年度の任用職員に該当する、そういったところにそれぞれ給料なり、また報酬、それと伴いまして手当のほうを支給すると、こういう形

にしていきたいというふうに思っております。それ以外に、正規職員と同等ということも踏まえまして、その他でもそれぞれ規則にてそういう勤務時間、あるいはまた休暇、その他の勤務条件、あるいはまた給与の支給方法、またその他支給に必要な事項を規則のほうで定めていきたいというように思っております。

施行日は令和2年の4月1日からでございます。

資料のほうに、規則で定める事項として参考でそれぞれ挙げさせていただいておりますので、概要の次のところに会計年度の任用職員の給与に関する規則、これのほうもつけさせていただいておりますので、基本的には今申し上げました、今現在、本町の嘱託職員、あるいはまた臨時職員、こういった方々が該当になってくるというようなところでございます。

続きまして、議案第49号、これについては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてということで、これも後ろに資料のほうを付けさせていただいているところでございます。

この条例の趣旨は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、来年の令和2年の4月1日に創設される会計年度任用職員に関し、必要な事項を定めるために関係条例を整備するというところで、先ほど説明させていただきましたけれども、それに伴いまして本町の今持っています関連する条例、これをここで一括してお願いをしていきたいということで、11条例がございまして、内容といたしましては、先ほど申し上げました会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備ということを中心に置きながら、また、その条例を引用する条項等々の整備を行いたいということで、改正に要する条例については、1つ目は宇治田原町職員の定数条例、それから2つ目には職員の任用に関する条例、それから3つ目には宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、4つ目には職員の分限に関する条例、5つ目には職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、6つ目には職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それから、7つ目には宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、8つ目には特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、9つ目には宇治田原町職員の給与に関する条例、10個目には宇治田原町職員の旅費に関する条例、それから、11項目めには上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、この情報がそれぞれ先ほどの申しましたところに規定に伴いまして、関係条例を一括してお願いをしていきたいというように思っているところでございます。

続きまして、議案第50号をお願いしたいと思います。宇治田原町職員の給与に関す

る条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましても、後ろに概要のほうを付けさせていただいておりますけれども、本年の8月7日の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、これが第200回臨時国会にて可決され、公布・施行されたことに伴い、これに準じて改正を行うものでございます。

今回の人事院の勧告の内容でございますけれども、1つには勤勉手当の支給率の改正ということで、0.05月引き上げ、それと給料表の見直しということで、初任給を大卒程度1,500円及び高卒程度2,000円を引き上げるとともに、30歳半ばまでの職員が在職する号俸について改正ということで、それと、3つ目には住居手当の改正ということで、住居手当の支給となる家賃額の下限を4,000円（改定後1万6,000円）引き上げるとともに、住居手当額の上限を1,000円に（改定後2万8,000円）引き上げるということで、人事院の勧告に基づきまして、これまでから完全実施をしてきている中、職員組合とも協議をいたしまして妥結をいただく中、議会のほうにご提案申し上げ、ご可決をお願いするものでございます。

基本的には民間とちょっと格差があるということで今回見直されたということで、特に、先ほど申し上げました勤勉手当の支給、これは一斉でございますけれども、給料表の見直しということで、これについては若年層のほうが増加すると、こういうような状況でございます。しかし、住居手当の改正については増える職員もおりましたら、逆に減額となる職員も対象となっているところでございまして、今日までそういった人事院の勧告に基づいて完全実施をしてきている経過を踏まえまして、議会のほうにご提案申し上げ、可決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第51号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これにつきましても後ろに資料を付けさせていただいておりますけれども、内容については人事院の勧告に基づくものでございまして、改正内容は期末手当の支給率の改正ということで0.05月引き上げと、それと、それがまず1つと、期末手当の支給率の均等化ということで、6月期及び12月期に支給される期末手当の各支給率が均等になるように配分ということで、今まで6月期の部分とそれから12月分のところの月分が違いましたので、それを均等にするということで、なお、1つ目の期末手当については令和元年の12月1日からの適用、また、支給率の均等については来年の4月1日からでございます。

ちょっと、先ほど一般職のところでも少し抜けていて大変申し訳なかったんですけど

も、先ほど申しあげました勤勉手当の支給率の改正は令和元年12月1日からで、それと給料表の見直し、これは平成31年、今年の4月1日からの適用ということで遡りでございます。それと、住居手当の改正については令和2年の4月からということで、ちょっと大事なところが抜けてすみません。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、議案第52号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましても後ろに概要を付けさせていただいておりますけれども、これについても人事院勧告に基づきまして、準じて改正を行うものでございます。議員各位につけていただいております期末手当支給率の改正ということで0.05月引き上げ、それと、先ほどと同じように期末手当の支給率の均等化ということで、6月期と12月期の支給率を同額にしていきたいというように思っております。

これについては、期末手当については令和元年12月1日からの適用、それと均等化を図るのが来年の4月1日からの適用ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第53号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これも後ろに新旧対照表等、資料のほうも付けさせていただいておりますけれども、これも概要のほうがありますけれども、これについては現在の長時間労働の是正と多様な柔軟な働き方の実現ということで、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための働き方改革が進められているところでございます。そういった中におきまして、こういった我々の職場等においても住民の皆様のニーズに的確に対応し、適時適切な行政サービスを提供する役割をもちろんのこと果たしていくとともに、職員の特に健康保持やあるいはまた超過勤務の縮減へ向けて、超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるといふような措置を規定するものでございます。

規定内容については下のほうに書かせていただいておりますけれども、超過勤務命令の上限ですけれども、原則として1カ月について45時間かつ1年において360時間の範囲内とすると。他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間未満、1年について700時間かつ2から6カ月平均80時間の範囲内とすると、こういうようになっているところでございまして、それと災害対応、こういったところなどの重要な業務については、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員については、上限時間を超えて超過勤務を命ずることができることとするところということと、それとあわせまして、超過勤務時間の把握及び原因の整理というこ

とで、上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には、超過勤務時間数の把握及びその要因の整理及び分析を行うものとするということで、日頃からそういった職員の健康管理をしっかりとしていく中で、そういう中でのそれぞれ職員の過労死なり過重労働、こういったことにならないようにしっかりと日頃からもしておりますけれども、条例を改正させていただいて、そうした中でしっかりと確保をしていきたいと、このように思っているところでございます。

それから、続きまして、議案54号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これも後ろのほうに付けさせていただいておりますけれども、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正によりまして、基準条例について同様の改正を行うものでございます。

主な改正内容については、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、それともう一つは文言の用語の整理ということで、今までは「支給認定」という言葉を使っておりましたけれども、それを「教育・保育給付認定」、このようにしていきたいと、このように思っているところでございます。

続きまして、議案第55号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これも後ろに概要のほうをつけさせていただいておりますけれども、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に基づく子ども・子育て支援法施行令等の改正に伴いまして、関係規定の整備を図る必要があるために、町立保育所設置及び管理に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、先ほどと同じように、これは用語の文言の整理ということで、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」、こういうように名称を変更するものでございます。

続きまして、議案第56号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましても後ろに概要のほうを付けさせていただいておりますけれども、この条例の中に宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例、また宇治田原町高齢者のスポーツ活動を推進する条例、それからまた宇治田原町まるやま交流館設置及び管理に関する条例で規定する高齢者の年齢を引き上げるとともに、宇治田原町総合文

化センター設置及び管理に関する条例と、先ほど申しあげました宇治田原町まるやま交流館設置及び管理に関する条例、そういったところで規定する使用料の減免基準のうち、障がい者の福祉の増進を図るもの及び高齢者（65歳以上）の福祉の増進を図るものの減免割合を拡充するために、所要の改正を行うものでございます。

改正条例については3つございまして、先ほど申しあげましたところの条例でございます。その改正内容でございますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律及び世界保健機関（WHO）の定義に準拠して、高齢者の年齢を60歳から65歳に引き上げる、また、この文化センター、あるいはまるやま交流館については使用料減免基準のうち、障がい者の福祉の増進を図るもの及び高齢者（65歳以上）の福祉の増進を図るものの減免割合を3割から5割に拡充したいと、このように思っております。

これは、施行日は来年の4月1日からでございます。

今日までそれぞれご利用いただく方の年齢を60歳から65歳に引き上げた、そうした中で高齢者の年齢をこのように引き上げて、その中で今までこの中では無償でご利用いただいた方が有償になったり、また、今までの有償部分から減免に変わったり、いろいろと行うわけでございますけれども、ここで一定の整理を行う中、今回、議案について条例を制定してご可決を賜りますようお願いするために提案をしてきたものでございます。

続きまして、議案第57号でございます。

贅田立川線道路新設工事（その3）請負契約の締結についてということで、これにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例の第2条の規定によりまして、請負契約を締結するために地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は贅田立川線道路新設工事（その3）でございます。金額については5,914万1,500円でございます。相手方は株式会社田中創建、代表取締役大山香織、宇治市の方でございます。それから、工期については契約日の翌日から令和2年3月31日となっているところでございますけれども、後ろに今回、請負契約の締結についてお願いをしている部分については、地図も付けさせていただいておりますので、その3の工事の部分でございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、最後でございます議案第58号、宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結についてでございます。

これも先ほどと同じように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例に基づきまして、請負契約を締結するために地方自治法の96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的については、宇治田原町の公用車車庫と倉庫棟の建設工事でございます。金額については、5,486万8,000円で、契約の相手方は株式会社本田建設、代表取締役本田忠資、宇治田原町の方でございます。

これも後ろに資料のほうを付けさせていただいておりますので、新庁舎横に公用車車庫及びその上に倉庫棟の建設の工事請負契約の締結についてでございます。

以上が今12月議会にお願いする提出の議案でございます。全部で16議案、予算関係が5件でいずれも補正予算、また条例関係で9件、制定が2件で改正が7件、一般議案で2件、先ほど申し上げました請負契約が2件でございます。全部で16議案でございます。どうぞよろしくご審議を賜りまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明のほうにかえさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（松本健治） どうもありがとうございます。

それでは、今ございましたように、議案第43号から58号まで16議案の説明が終わりました。委員の皆さん方から質疑をお受けしたいと思っております。どうぞ。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） また細かいことは委員会で聞きますけれども、僕が1点だけちょっと聞きたいのは、議案第57号で令和2年3月31日が工期末ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（谷口重和） その後、これの地図見ていたら、まだ向こうの幹線道路までは行っていないんで、これから先は工事予定はいつごろになっていますか。これで、道まで行くんですか、700mで。ちょっと地図がわかりにくいねんけれども。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問ございましたけれども、ちょっとその辺あたりのわかりやすい図面を再度提出させていただくということによろしいでしょうか。

○委員長（松本健治） 暫時休憩。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時49分

○委員長（松本健治） それでは、休憩を終わって入りたいと思いますが、副町長どうですか、今の件。もう一度ちょっと言うてもらえますか。副町長。

○副町長（山下康之） 委員長、すみません。ただいまのご質問があった件につきまして

は、また所管の委員会の中できちんとした説明ができるようにしながら、図面等が出せる範囲のものがあればしっかり出させていただいて、わかりやすいようにしていきたいと、このように思います。以上でございます。

○委員長（松本健治） よろしいですか。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） 文セン駐車場工事費。補正の第3号の11番。これ、この額で必ずおさまるように、これはもうお願いですけれども、また後で不落とか予算が足らんとか出ないように、くれぐれもこれはお願いしておきます。以上です。

○委員長（松本健治） それはご意見で。

○委員（谷口重和） 要望で。

○委員長（松本健治） 要望で。ほか、よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（松本健治） 詳しくはまた、今日は議運でございますので、各委員会のほうで質疑いただきたいと思います。

以上で提出議案について終わりたいと思います。

それでは、次に、議事日程でございます。第1号について事務局から説明をお願いいたします。村山局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付をさせていただいております議事日程（第1号）についてご説明をさせていただきたいと思います。

令和元年12月4日水曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明をさせていただきました6番、原田議員、11番、藤本議員にお願いをさせていただく予定としております。

日程第2、会期の決定でございますけれども、これにつきましても先ほど委員長のほうからご確認をいただきましたように、12月4日から18日までの15日間とさせていただく予定としております。

日程第3、諸報告でございますけれども、お手元に配付しております議員派遣、トップセミナーと委員長研修の2件の派遣の報告と要望書2件がございますので、この報告をしていただく予定としております。

なお、要望書2件につきましては、後ほどご協議をいただければというふうに思っております。その後、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。



次に、日程第4から日程第19、最後まで提出議案になるわけでございますけれども、日程第4から19の条例関係まず6件と、一般議案2件、そして補正予算の5件、そして予算の伴います条例関係の3件、50、51、52の16議案につきまして一括提案を予定させていただいております。

なお、この16議案につきましては、お手元、次に付託議案一覧をお配りをさせていただいております。議案第48号、49号、そして53号、57号、58号の5議案につきましては、総務建設常任委員会へ、議案第54号、55号、56号の3議案につきましては文教厚生常任委員会へ、議案第43号から47号までの一般会計、国保、介護、水道、下水の補正予算、また、予算に関連いたします給与条例関係、50号から52号の改正につきましては、予算特別委員会に付託を予定をしております。いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

議事日程第1号につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（松本健治） それでは、議事日程第1の説明が終わりました。委員の皆さん方から質疑をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいですか。それでは、議事日程第1号について終わります。次に、要望書についてでございます。

お手元に配付してありますが、要望書2件の受け付けをしております。お目通しいただきたいんですが、要望書1つ目でございますけれども、府商工会、これは毎年いただいている内容でございます。商工会への財政措置について、京都府小規模事業経営支援事業費補助金相当額の2分の1以上の予算を令和2年度予算に計上等についての要望が提出されております。

要望書の2つ目でございますが、町の商工会、これも毎年お出しいただいておりますが、京都府小規模事業経営支援事業費補助金相当額の2分の1以上の支援。それから経営改善事業、そして企業の成長応援事業と創業支援事業の継続等についての要望書が提出されております。どのように対応すればよいのかご検討をいただきたいと思っております。

申し上げておきますが、ちなみにこの要望書2件につきましては毎年提出されておまして、議場配付としているものでございます。いかがでしょうか。谷口重和議員。

○委員（谷口重和） 例年どおり、今年も議場配付でよいと思っております。

○委員長（松本健治） ほか、よろしゅうございますか。

（発言する者なし）

○委員長（松本健治） じゃ、今出ておりましたように、4日に議場配付することとしていきたいというふうに思います。異議ございませんね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、4日に議場配付といたします。

次に、行政諸報告についてでございます。

全員協議会での報告内容についてでございます。それでは、奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 私のほうから全員協議会の開催をお願い申し上げたいと存じます。

まず、開会日12月4日の日にまず全員協議会の開催をお願いしたいと考えておりました、案件でございますけれども2つございまして、1つは町の第6次行政改革大綱実施計画の第1次ローリング、また外部評価についてのご報告、要は行革に対するご報告、ご説明、それから2つ目が1,000万円以上の建設工事等請負契約の状況につきましてということで、12月4日にはこの2件のご報告、ご説明を申し上げたいと存じます。

それから、閉会日が予定されております12月18日にも全員協議会の開催をお願いいたしたく、合計4件の案件をご説明、ご報告申し上げたいと存じます。

1つは公共施設の跡地利用についてということと、2つ目が町の財政状況、例年ご説明申し上げております財政シミュレーションについて、それから3つ目が令和2年度におけます町の組織改革について、そして4つ目が現在策定作業を進めております町の総合計画でございますけれども、第3回目の審議会の開催結果の概要につきましてご説明を申し上げたいということで、12月4日に2案件、そして12月18日に4案件ご説明、ご報告を申し上げたいと思いますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○委員長（松本健治） ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の12月4日の全協では、1つとして宇治田原町の第6次行政改革大綱・実施計画でございます第1次ローリング及び外部評価についてでございます。2つ目は建設工事等請負契約の状況についてでございます。

そして、12月18日、閉会日の全協では公共施設の跡地利用、2つ目は宇治田原町の財政状況、財政シミュレーションでございます。3つ目は令和2年度の宇治田原町の組織改革、そして4つ目は宇治田原町まちづくり総合計画審議会、第3回目でございます。

すが、の開会結果概要についてでございます。以上を報告をいただくということにしたいと思います。

また、議会側から12月4日、開会日の全員協議会で視察研修の報告について、10月7日、8日に徳島県的那賀町、そして兵庫県の太子町の議会運営委員会の視察研修が行われました。私のほうから報告をさせていただく予定でございます。

次に、その他でございます。

一般質問について、一般質問の受け付けは、明日28日午前8時30分から29日の金曜日の午後5時となっております。抽選につきましては、29日の金曜日の午前9時に行います。以上でございます。

次に、意見書についてでございます。

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書の提出につきまして、総務建設常任委員会において協議され、委員長名で提出する方向で決定されております。意見書（案）については、お手元に配付して……。

（発言する者あり）

○委員長（松本健治） まだやね。すみません。4日の日に配付をさせていただきたいというふうに思います。

また、今後の日程でございますが、12月17日火曜日午前10時から議会運営委員会の開催をいたします。よろしくお願いをしたいと思います。

その他、12月定例会について何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それじゃ、定例会についてはこれで終了いたします。

日程第2、その他でございます。

何かございましたら、ご発言をお願いします。谷口議長。

○議長（谷口 整） 議員表彰、正確に言えば元議員の表彰なんですけれども、これを初日の開会前の時間に議場で伝達式をやりたいという思いを持っております。

具体的に言いますと、11月13日に全国議長会が開催をされました。今年は町村議長会の創立70周年という節目の年でありまして、通例70年、前回ですと60年のときに長年議員をやっておられる方の表彰があります。今回、下岡周之さん、元議員です、この方が30年表彰を、その場へは行っておられません、表彰の対象で名前が挙がっております。その賞状が今月末ぐらいにこちらに届くということですので、間に合えば初日の12月4日の開会前、10時の前です、もしそれが遅れるようでしたら再開日の

9日、一般質問の前です、議場で皆さんがおられる前で伝達式を行いたいというふうに思っております。

30年といいますと、8期32年議員をやらんことにはそうそうにもらえる表彰でもありませんし、今回、京都府下では下岡さんを含めて3名の方が対象でした。そういうこともありますんで、できれば私が持って行って渡すのではなく、皆さんの前で、とりわけ本人さんもやっぱり思い入れのある議場の場で伝達をしたいということを提案をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（松本健治） 今、谷口議長からございましたけれども、この件は1つは非常におめでたい話でございます。そして、タイミング的なことがやっぱりいろんなタイミングがございます。今回の場合、こういうことで下岡周之氏を開会前ですね。

（「前です」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。その場において表彰するというお話でございました。一応、これについては問題ないというふうに思います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それじゃ、今、ご提案いただいた内容を採用したいと思います。谷口重和議員。

○委員（谷口重和） 今の件について、当人は了解しているんですね。それを確認しておかんと。

○委員長（松本健治） 谷口議長。

○議長（谷口 整） まず、表彰の対象になって表彰が決まったときに、本人さんに一報を入れました。非常に喜んでおられました。今回、こういうことを議運で提案をさせていただいて、場合によっては来てもらうということも構へんかということをしたところ、非常にそれについても先ほど言いました32年間いた議場で、なおかつ、今回あの議場もなくなりますんで、その場でやってもらえることについては非常にうれしいことやということをおっしゃっておいりましたんで。ただ、議運の場で確認をとってからしかそれは正式には言えませんよということを上でお話ししたら、殊のほか喜んでおられました。

○委員長（松本健治） 以上でございます。

特によろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、これをもちまして第4回定例会議会運営委員会を閉会

いたします。

皆様方、大変ご苦労さまでございました。

なお、この終了後にちょっと議会活性化、要するに住民と議会の懇談会について、一部すぐ終わりますけれども協議したいと思います。

委員の皆様はこの場に残っていただきたいと思います。

以上で終わります。

閉 会 午前11時06分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長                      松   本   健   治